

## 一般貨物の増車届のルールが変わります！

1. 貨物自動車運送事業法改正により、令和元年11月1日から、  
営業所に配置する事業用自動車の増車については、次の  
いずれかに該当する場合は、届出ではなく認可を受ける  
必要があります。

(1) 増車する車両数が、申請日から起算して3ヶ月前時点の車両数の30%以上であり、かつ、11両以上である場合

※増車する車両数とは、今回変更する数と3ヶ月以内に増加した数を合算した数をいいます。

例① 10両→12両（2両増車）の場合 = 20%・・・届出（30%未満）

例② 10両→15両（5両増車）の場合 = 50%・・・届出（30%以上だが10両以下）

例③ 37両→48両（11両増車）の場合 = 29%・・・届出（11両以上だが30%未満）

例④ 36両→47両（11両増車）の場合 = 30%・・・認可申請（30%以上かつ11両以上）

例⑤ A)10両→15両…（1ヶ月後）…B)15両→21両（計11両増車）の場合

=計110%… A:届出（30%以上だが10両以下）

B:認可申請（計11両以上かつ30%以上）

(2) 申請者が以下のいずれかに該当する場合

- イ 申請者と法第5条第3号に準ずる密接な関係者（法人役員等）が貨物運送事業の許可取消し後5年を経過しない者である場合
- ロ 変更に係る営業所の行政処分の累積点数が12点以上である場合
- ハ 変更に係る営業所が、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導の総合評価で「E」の評価を受けている場合

### ※注意事項※

- ・上記(1)(2)に当てはまらないことは宣誓書により確認しますので、届出書にも認可申請にも必ず宣誓書（別添）を添付してください。添付されていない場合は受理できません。
- ・届出書を提出されてからすぐに連絡書の発行ができるとは限りませんので、余裕を持ってご提出ください。

**2. 認可申請の場合は下記事項全てを満たしていない場合、**

**認可が下りず連絡書の発行ができません。**

1. 申請日前6ヶ月間（悪質な違反の場合は1年間）又は申請日以降に、近畿運輸局長又は京都運輸支局長から自動車その他の輸送施設の使用停止処分、又は使用制限（禁止）処分を受けていないこと
2. 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、増車予定の営業所において適正化実施機関が行う巡回指導による総合評価で「E」評価を受けていないこと（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る適正化実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く）
3. 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、増車予定の営業所において自らの責による重大事故を発生させていないこと
4. 京都府内全ての営業所にある事業用自動車の車検が切れていないこと（被災等特別な事情がある場合は除く）
5. 直近の事業報告書・事業実績報告書の提出、その他必要な届出・報告に関して義務違反がないこと
6. 運賃と料金を区分して收受する旨が明確にされている運送約款を使用していること

その他、貨物自動車運送事業法改正により、上記以外にも新規許可申請や事業計画変更の認可申請の審査基準等が変更になっています。詳しくは近畿運輸局ホームページ（下記 URL または二次元バーコード参照）をご覧ください。ご不明な点は運輸支局担当者までお問い合わせください。

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/tetsuzuki/download.html>



**(問合せ先)**

**近畿運輸局 京都運輸支局 輸送・監査部門**

**TEL 075-681-9765**

○○運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたつては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 貨物自動車運送事業法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である。  はい  いいえ
- 2 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である。  はい  いいえ
- 3 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている。  はい  いいえ
- 4 変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる。(当該合計が10両以下であるときは除く。)  はい  いいえ

## 項目4の算定根拠

営業所	申請後の配置車両数 (a)	申請日から起算して3ヶ月前時点の配置車両数 (b)	当該合計 (c)=(a)-(b)	割合 (c)÷(b)×100
			0	#DIV/0!

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

印

○○運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたつては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。)又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長(運輸監理部長を含む。)から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。)ではないこと。
- 2 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所(営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所)に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと(当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。)。
- 3 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。
- 4 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること(特別な事情がある場合を除く。)。
- 5 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。
- 6 施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃(以下「運賃」という。)と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金(以下「料金」という。)とを区分して收受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

(法人) 住 所 \_\_\_\_\_ 印  
名 称 \_\_\_\_\_  
代 表 者 \_\_\_\_\_(役員) 住 所 \_\_\_\_\_ 印  
姓 名 \_\_\_\_\_(役員) 住 所 \_\_\_\_\_ 印  
姓 名 \_\_\_\_\_(役員) 住 所 \_\_\_\_\_ 印  
姓 名 \_\_\_\_\_